

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年7月5日	京阪バス株式会社(法人番号 5130001010526)代表者三浦達也	京都府京都市南区東九条 南石田町5番地	男山営業所	京都府八幡市男山雄徳11-1	勧告	道路運送法第27条第3項	令和5年5月24日、苦情を端緒として調査を実施。1 件の違反が認められた。早発の禁止違反。(旅客 自動車運送事業運輸規則第12条)	0	0
令和5年7月5日	京阪バス株式会社(法人番号 5130001010526)代表者三浦達也	京都府京都市南区東九条 南石田町5番地	京田辺支所	京都府京田辺市田辺茂ヶ谷20番地	勧告	道路運送法第27条第3項	令和5年5月24日、苦情を端緒として調査を実施。1 件の違反が認められた。早発の禁止違反。(旅客 自動車運送事業運輸規則第12条)	0	0
令和5年7月25日	京都市交通局(法人番号 2000020261009)代表者北村信幸	京都府京都市右京区太秦 下刑部町12	西賀茂営業所	京都府京都市北区西賀茂山ノ森町50番 地	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年4月14日、事故を引き起こしたことを端緒 として監査を実施。また、同年6月9日、別の法令 違反の疑いを端緒として監査を実施。合わせて1 件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者 が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び 監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676 号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅 客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和5年7月25日	京阪京都交通株式会社(法人番号 4130001010527)代表者阪本和宏	京都府京都市南区東九条 南石田町5番地	亀岡営業所	京都府亀岡市篠町篠向谷10番地	警告	道路運送法第27条第3項	令和5年6月22日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告 示第1676号。)による運転者に対する指導監督義 務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1 項)	6	0